

返戻金制度について

事業所名 株式会社マリモソーシャルソリューションズ

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後6ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

【特定技能人材紹介】

・ 基本プラン（通年雇用）

- (1) 入社後3か月未満で雇用契約が終了した場合 50%
- (2) 入社後3か月～6か月未満で雇用契約が終了した場合 30%

・ 短期プラン

- (1) 入社後2か月未満で雇用契約が終了した場合 50%
- (2) 入社後2か月～4か月未満で雇用契約が終了した場合 30%

【技術・人文知識・国際業務 人材紹介】

- (1) 入社後1か月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (2) 入社後1か月超3か月以内に雇用契約が終了した場合 30%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合に は、この返戻金制度は適用しません。 また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります